

福岡県営住宅
コインパーキング事業者公募
募集要項

令和7年1月

福岡県

目次

1	公募の趣旨-----	1
2	入札に付する事項-----	1
3	入札参加資格-----	1
4	入札参加申し込み-----	2
5	質問書の受付-----	3
6	入札-----	3
7	落札者の決定-----	4
8	行政財産の目的外使用許可-----	4
9	許可に係る主な条件-----	4
10	その他-----	6
11	位置図等-----	7

(様式1) 入札参加申込書

(様式2) 誓約書

(様式3) 役員等一覧

(様式4) 質問書

(様式5) 入札書

(様式6) 委任状

1 公募の趣旨

県営住宅への来訪者等の駐車スペースを確保することにより、敷地内の不正駐車防止と入居者等の利便性向上を図ることを目的として、県営住宅団地内の空きスペースを活用してコインパーキングを設置・運営する事業者を公募（一般競争入札）により募集するものです。

2 入札に付する事項

（１）募集対象物件

次の団地において、予定場所の使用許可を受けた上でコインパーキング事業を行うことになります。コインパーキングの使用許可予定場所は「1 1 位置図等」に示しています。

物件 番号	名称	所在地	住戸数 (戸)	使用許可予定 面積 (㎡)	最低使用料 (年額)
1	本城西 団地	北九州市八幡西区千 代ヶ崎3丁目	790 戸	234 ㎡	581, 256 円
2	東福間 団地	福津市東福間8丁目	616 戸	94 ㎡	165, 816 円
3	宮の陣 団地	久留米市 宮ノ陣1丁目	595 戸	182 ㎡	458, 640 円
	大善寺 団地	久留米市 大善寺南2丁目	360 戸	77 ㎡	183, 876 円
4	林光寺 団地	直方市 大字下境	269 戸	224 ㎡	147, 840 円

※使用許可予定面積には案内板や満車表示灯の機器設置スペースを含んでいますが使用許可予定部分以外の場所に機器の設置を希望する場合は、別途ご相談ください。

（２）使用期間

初年度の使用許可期間は、令和7年4月1日（火）（予定）から令和8年3月31日（火）までとします。翌年度以降も1年間単位での更新を可能とし、最長で令和11年度までの継続使用を認めることとします。

（３）許可使用料

使用料（年額）は、落札金額とします。使用者は県に対して、本県が発行する納付書により指定する期日（概ね使用許可日から20日以内）までに納付していただきます。

（４）用途

使用許可の用途はコインパーキングに限ります。物品等の販売や自動販売機等の設置など、使用許可部分をコインパーキング以外の用途に供することは禁止します。

3 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

- ア 福岡県内に本支店等の事業所を有していること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、及び同法第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。
また、これら暴力団及び暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有していないこと。
- エ 暴力団及び暴力団員等の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。
- オ コインパーキング施設の設置・運営業務について3年以上の実績を有する者であること。
- カ 下記4により、あらかじめ入札への参加申込をした者であること。

4 入札参加申し込み

入札に参加しようとする者は、事前に、入札参加申込書等の配布を受け、受付期間内に必要な書類を提出する必要があります。

(1) スケジュール

- ア 入札参加申込書等の配布期間（県ホームページからダウンロード可）
令和7年1月20日（月） ～ 令和7年1月31日（金）
※土・日曜日、祝祭日を除く 9:00～12:30、13:30～17:00
※ウの配布場所での入札参加申込書等の配布を希望される場合は、事前に電話連絡をお願いします。
- イ 入札参加申込書等の受付期間
令和7年1月20日（月） ～ 令和7年1月31日（金）
※土・日曜日、祝祭日を除く 9:00～12:30、13:30～17:00
- ウ 配布・受付場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁（行政南棟）7階
福岡県建築都市部県営住宅課 業務係 TEL 092-643-3741

(2) 提出書類

	提出書類	法人	個人
①	入札参加申込書	○	○
②	誓約書	○	○
③	商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	
④	住民票		○
⑤	印鑑登録証明書（①、②が署名の場合は提出不要）	○	○
⑥	役員等一覧	○	○

⑦	コインパーキング設置の実績を証明する書類（任意様式）	○	○
⑧	設置する機械設備等のカタログ（外観及び仕様が確認できるもの）	○	○

※③、④、⑤については、発行後 3 カ月以内のものとする。（写し可）

（３）提出方法

申込書受付期間内に、上記受付場所へ直接持参するか、郵送にて提出してください。

（４）入札参加資格の確認

入札参加申込があったときは、入札参加資格の有無について確認し申込者に通知します。

５ 質問書の受付

この要項に関する質疑は、質問書（様式４）により持参又は電子メールで受付けます。

（１）スケジュール

ア 質問書受付期間

令和 7 年 1 月 20 日（月） ～ 令和 7 年 1 月 24 日（金）

※土・日曜日、祝祭日を除く 9：00～12：30、13：30～17：00

※質問書を電子メールで送付した場合は、電話連絡をお願いします。

イ 配布・受付場所

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県庁（行政南棟）7 階

福岡県建築都市部県営住宅課 業務係

TEL 092-643-3741

電子メールアドレス kenjutaku@pref.fukuoka.lg.jp

（２）質問回答

質問の回答は、県ホームページにて公表します。

回答公表期間 令和 7 年 1 月 27 日（月） ～ 令和 7 年 1 月 31 日（金）

６ 入札

（１）入札及び開札の日時及び場所

・ 物件 1（本城西団地）

日時： 令和 7 年 3 月 3 日（月） 11 時 15 分（受付 11 時 00 分）

場所： 福岡県庁（行政北棟）7 階 建築都市総務課入札室

・ 物件 2（東福岡団地）

日時： 令和 7 年 3 月 3 日（月） 13 時 15 分（受付 13 時 00 分）

場所： 福岡県庁（行政北棟）7 階 建築都市総務課入札室

・ 物件 3（宮の陣団地・大善寺団地）

日時： 令和 7 年 3 月 3 日（月） 14 時 15 分（受付 14 時 00 分）

場所： 福岡県庁（行政北棟）7 階 建築都市総務課入札室

・ 物件 4（林光寺団地）

日時： 令和 7 年 3 月 3 日（月） 15 時 15 分（受付 15 時 00 分）

場所： 福岡県庁（行政北棟）7 階 建築都市総務課入札室

（2）入札方法等

ア 入札書は、入札者又はその代理人が直接持参の上、提出してください。（郵送による入札は認めません）

イ 代理人により入札するときは、必ず「委任状」を提出してください。

ウ 入札書に記載する金額は、1 年間（12 か月）分としてください。

エ 提出された入札書は、その事由の如何にかかわらず、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。

オ 入札時刻に遅れますと入札に参加できませんので、ご注意ください。

カ 入札室には一人しか入室できず、同伴の方にはご退室いただきますので、ご協力をお願いします。

キ 委任状と入札書は押印不要です。

（3）入札保証金

入札に参加するにあたり、入札保証金は不要です。

（4）無効な入札

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

ア 入札参加資格を有しない者がした入札。

イ 公正な入札を妨げるなど入札に際し不正行為のあった入札。

ウ 同一の入札について、二以上の意思表示をした入札。

エ 入札書の入札金額、法人の名称又は代表者名が確認し難いもの、その他主要な事項が確認できない入札。

オ 担当職員の指示に従わない者がした入札。

7 落札者の決定

（1）開札

開札は、入札書提出後、入札会場にて入札者及び代理人立ち合いの上、直ちに行います。

（2）落札者の決定

ア 県が定める最低使用料以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とします。ただし、同価格の入札により、落札者となるべき者が 2 者以上あるときには、「くじ」により落札者を決定します。

イ 落札者が決定した場合、その場で落札者名及び落札金額を入札者全員にお知らせします。また、落札者名、落札金額及び入札業者数について、公表を予定しておりますので、あらかじめご承知おきください。ただし、落札者が個人の場合には、福岡県個人情報保護条例に基づき、本人の同意がない限り落札金額に関する情報の提供は行いません。

8 行政財産の目的外使用許可

(1) 使用許可

ア 落札者は、令和 7 年 3 月 14 日（金）までに、行政財産使用申請書を、4（1）ウに示す場所に提出してください。なお、コインパーキングに必要な施設の設置は、令和 7 年 4 月 1 日（火）（予定）以降となります。

イ 落札者が、令和 7 年 3 月 14 日（金）までに申請をしない場合は、当該落札は効力を失うものとします。この場合、入札次点者を使用候補者として協議することになり、事業を行う意向が確認できれば、使用許可を受けて事業を行っていただきます。次点者が辞退した場合も、順次その次の者が候補者になるものとします。

(2) 保証金

使用許可を受けて事業を行うにあたり、保証金は不要です。

9 使用許可に係る主な条件

(1) 使用許可に関する条件

ア 使用料は、県の発行する納付書により、期限までにお支払いください。

イ 使用許可期間の満了又は許可の取消により事業を中止する場合は、落札者の負担と責任において速やかに撤去し原状回復してください。ただし、県が特に承認した場合は、この限りではありません。

ウ 使用料を納付期限までに納付しない場合の延滞金は、その納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、滞納金の額（100 円未満切り捨て）に年 10.75%の割合を乗じて得た額とします。

エ 落札者の都合により、使用許可日から 3 か月を経過しても営業開始に至らなかった場合、落札者の申込内容に虚偽があった場合、当該募集要項の各規定に違反をした場合、又はその他不正の事実が判明した場合、県が使用許可部分を公用又は公共用に供するため必要とする場合は、使用許可を取り消す場合があります。

オ 落札者は、使用許可期間満了日の 3 か月前までに、契約を更新する意向の有無について本県に申し出てください。使用許可期間中に事業を中止する場合についても速やかに申し出てください。

カ 使用許可期間中の区画増設については、原則認められません。ただし、使用許可期間を更新する際に、当初設置区画の隣接区画で、かつ、自治会等の同意がある場合には、その協議に応じます。

(2) 駐車場に関する条件

ア コインパーキング（時間貸駐車場）とし、24 時間営業とします。

イ 駐車形式は、ゲート式又はフラップ式とします。林光寺団地に限りチケット制も可とします。

ウ 利用料金は短時間利用・長時間利用に対応できるよう、時間単位の金額と最大料金を設定してください。

なお、近隣のコインパーキング利用料金を考慮した料金設定に努めること。

エ 設置するコインパーキングの区画数は、下表を参考に設置してください。

なお、下表の区画数は、あくまで参考ですので、この区画数と異なる場合は県と協議を行ってください。

物件番号	団地名	参考区画数（台）
1	本城西団地	10
2	東福間団地	7
3	宮の陣団地	11
	大善寺団地	5
4	林光寺団地	7

オ コインパーキングに必要な施設整備（設備機器、路面設備、ゲート設備、照明設備、看板等）の内容については、事前に県の承認を受け、整備に係る費用については、すべて落札者の負担とします。また、コインパーキングに関係のない工作物などの設置は一切禁止します。

カ 施設整備工事を行う際は、必ず自治会等へ事前に説明を行い、入居者への周知を行ってください。

キ 案内看板や満空車表示灯等は使用許可部分への設置を基本としますが、使用許可部分以外に設置する場合は、別途県の許可が必要です。この場合の土地等の使用に伴う費用については、落札者が別途負担することとします。

ク コインパーキングの利用者が、利用前に料金や利用条件について理解できるよう、適切な表示を行うとともに、不当と思われるような請求を行わないよう配慮してください。

ケ コインパーキング施設の諸設備のメンテナンス、利用者対応及び清掃など、必要な維持管理を適切に行ってください。なお、運営に必要な業務経費の一切は、落札者の負担とします。

コ コインパーキングの運営に伴い発生する利用者や近隣住民からの苦情や事故及び機器故障等については、24 時間体制でインターフォンや電話による通報等に速やかに対応し、概ね 30 分以内にトラブルに対処できるようにしなければなりません。

サ コインパーキング利用状況等に係る以下の事項について、本県の求めに応じて随時報告していただきます。

- ①売上額を含む使用状況報告書
- ②料金徴収機の収入状況管理システムデータ
- ③料金徴収機のメーカーによるシステム検査証等
- ④トラブル対応報告書
- ⑤その他利用状況等に関すること

シ コインパーキング事業に係る事故（利用者の起こした事故により、フェンスなどの県営住宅施設が破損した場合を含む）、トラブル及びその他管理上の瑕疵は、落札者の責任において処理し、その費用も負担してください。なお、落札者は使用許可期間

中、落札者の負担で施設賠償責任保険等に加入してください。

ス 消防・警察・その他官公署との協議調整又は各種申請等が必要な場合は、落札者が行ってください。また、それらに係る費用も全て落札者の負担とします。

(3) 運営上の制限

ア 落札者は、駐車場の運営業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。業務の一部を他に委託する場合は、事前に県の承認を受けてください。

イ 落札者は、物件について、修繕、模様替え、又はその他原形を変更する行為をしようとするときは、事前に県の承認を受けてください。

(4) 損害賠償

ア 落札者は、その責に帰する理由により物件の全部又は一部を滅失若しくは毀損したときは、物件を原状に復さなければなりません。

イ 前項に定める場合のほか、落札者は目的外使用許可書の各条項に定める義務の不履行により県に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として県に支払わなければなりません。

10 その他

(1) 現地（使用許可予定場所）確認

使用許可予定場所は特に立入規制等をしていませんが、住宅敷地内のため、現地確認をする場合は、住まわれている方等の生活に配慮した時間帯に行ってください。

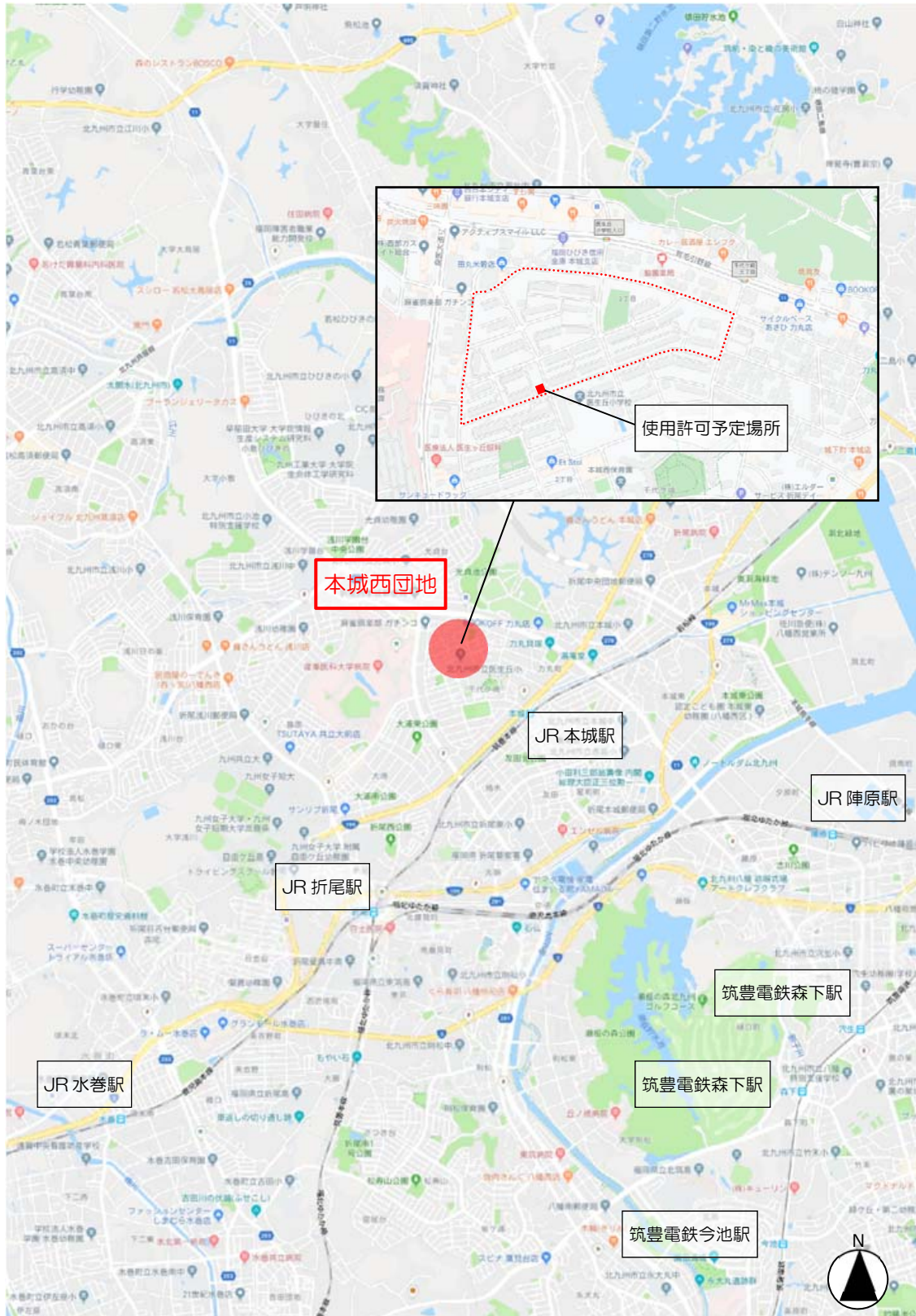
(2) その他

・本要項に定めのない事項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令及び福岡県財務規則（昭和 39 年福岡県規則第 23 号）の定めるところによるものとします。

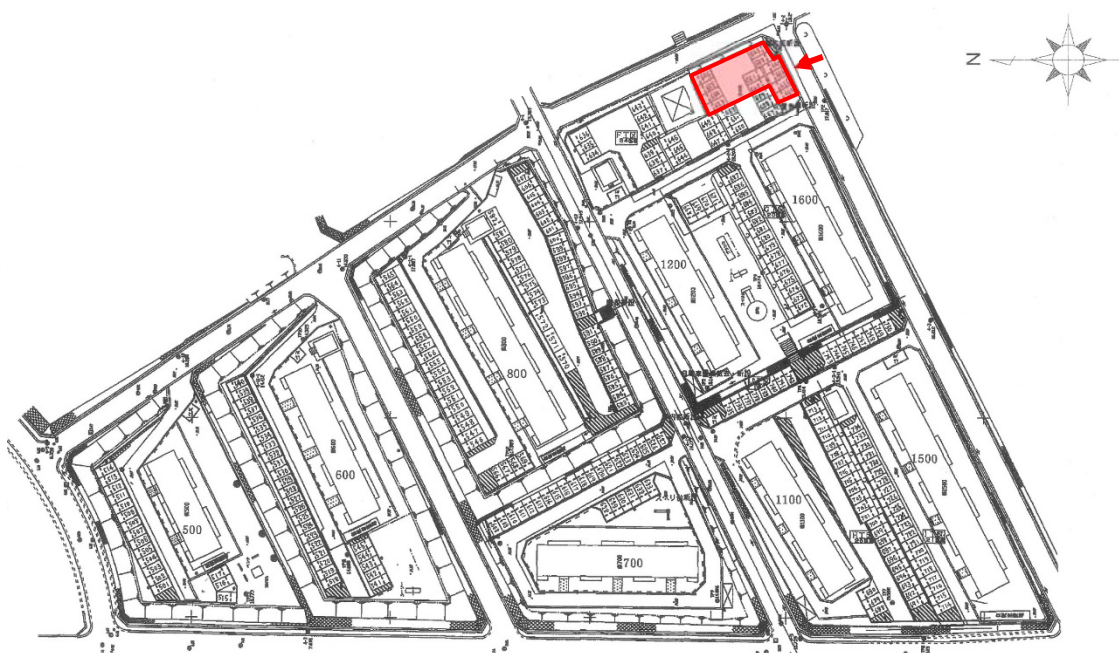
・貸付場所における売上本数及び売上実績額は、次回公募時の募集要項の参考データとして公表します。

1.1 位置図等

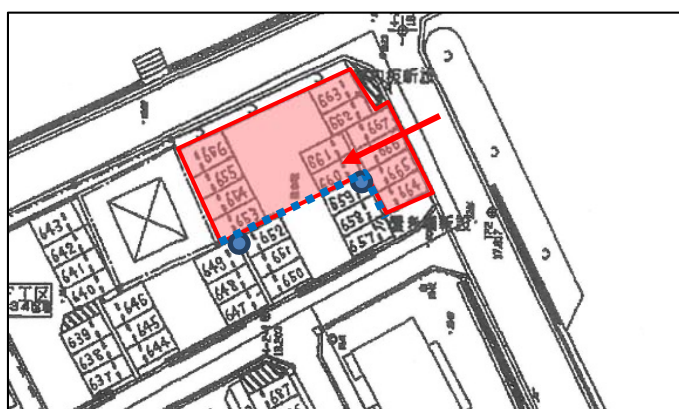
【本城西団地位置図】



【本城西団地配置図】



(拡大図)



< 凡例 >

- 使用許可予定場所
- 進入経路
- 既設外灯
- 既存フェンス
(H=約 1,500)

※既設外灯は団地駐車場を照らしていますので、

運営上必要な外灯は落札者が設置してください。

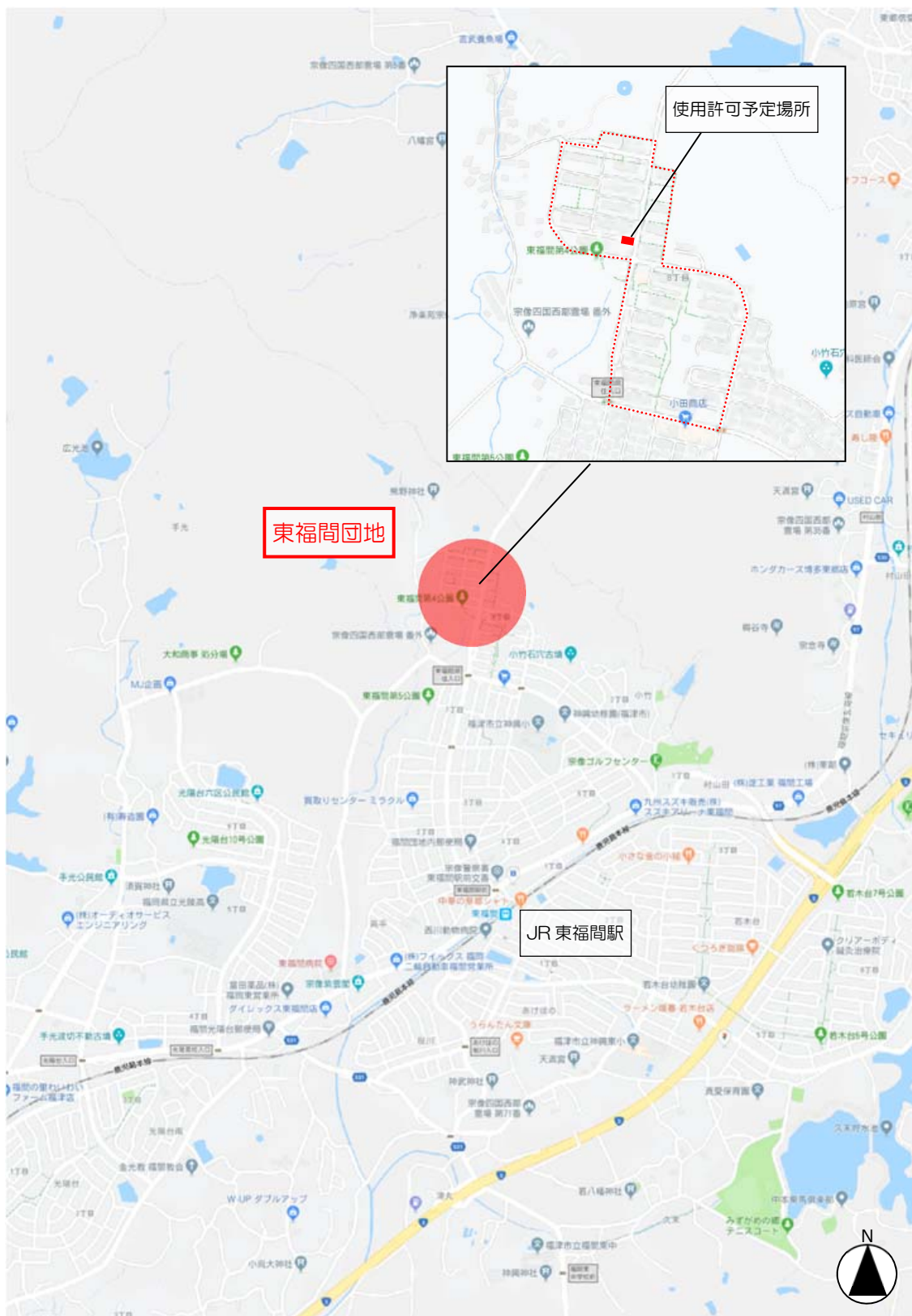
※使用許可部分以外の場所に案内板や満車表示灯の設置を希望する場合は、

別途ご相談ください。ただし、その場合は別に使用に伴う費用が発生します。

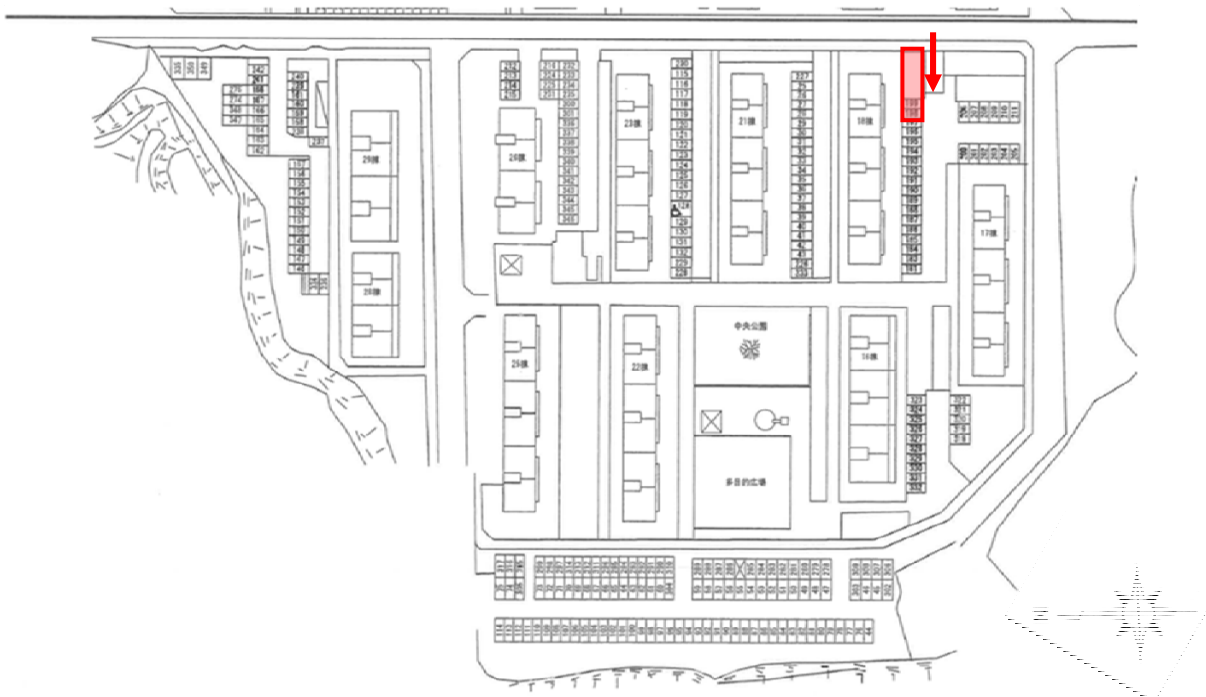
【本城西団地写真】



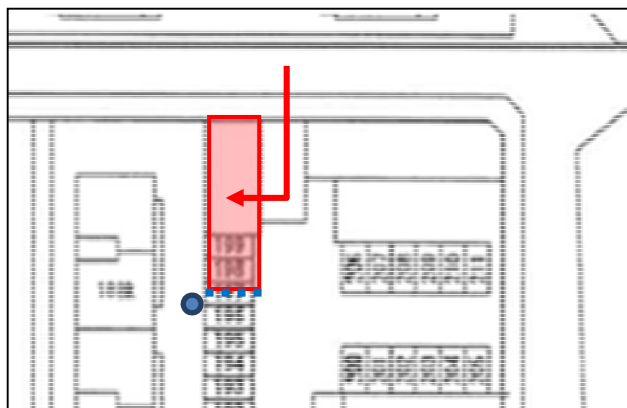
【東福間団地位置図】



【東福間団地配置図】



(拡大図)



< 凡例 >

- 使用許可予定場所
- 進入経路
- 既設外灯
- 既存フェンス
(H=約 1,500)

※既設外灯は団地駐車場を照らしていますので、

運営上必要な外灯は落札者が設置してください。

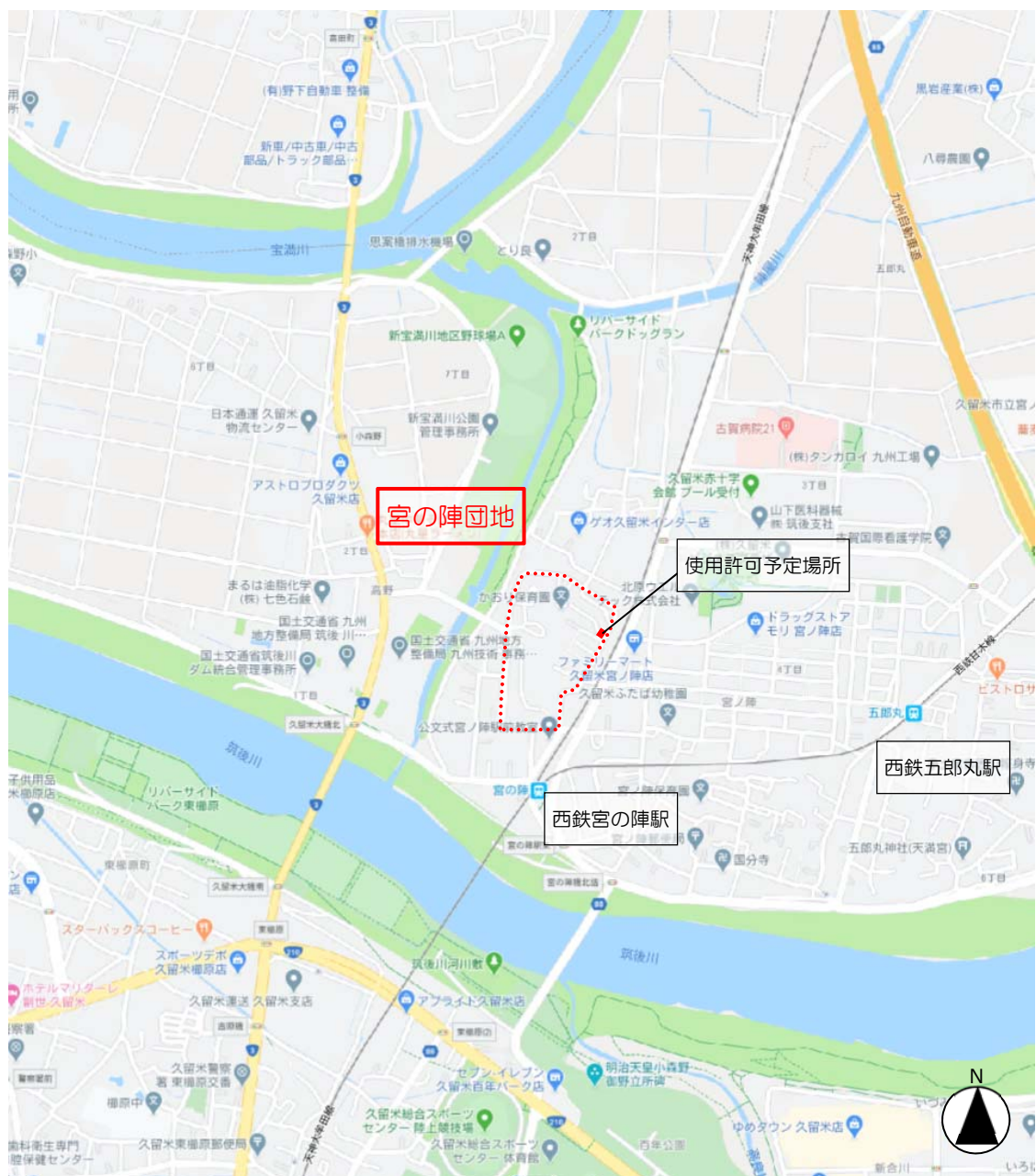
※使用許可部分以外の場所に案内板や満車表示灯の設置を希望する場合は、

別途ご相談ください。ただし、その場合は別に使用に伴う費用が発生します。

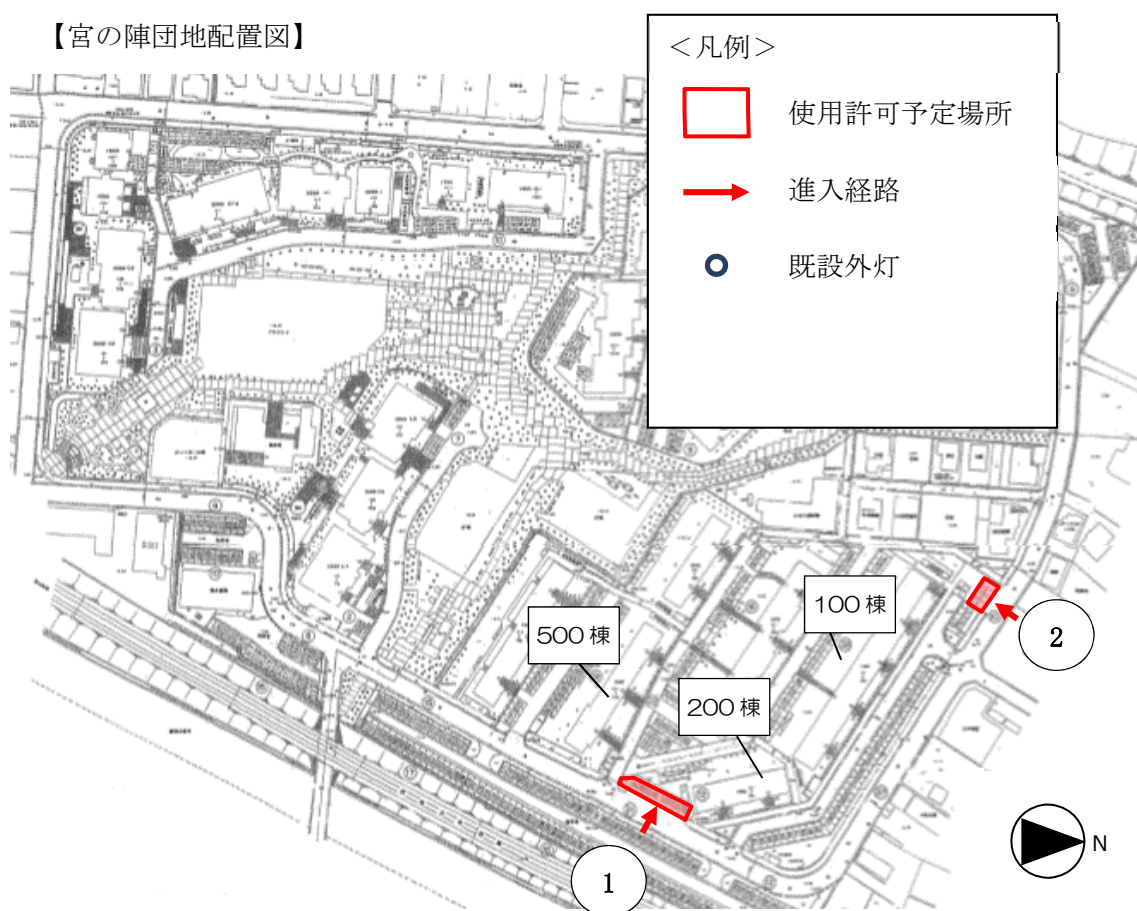
【東福間団地写真】



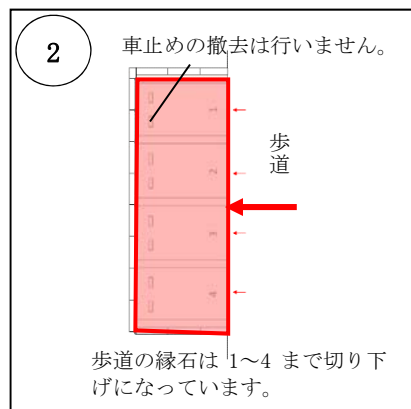
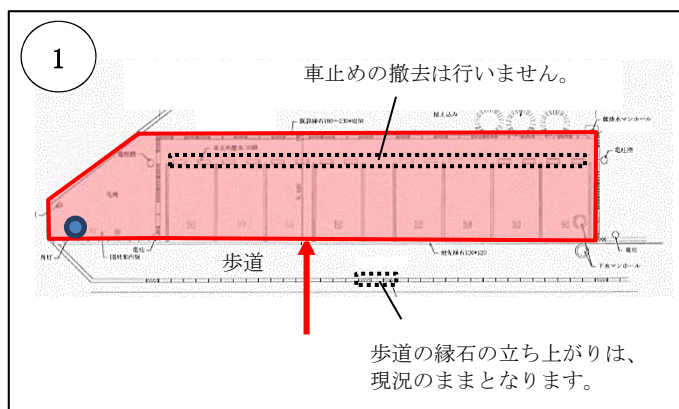
【宮の陣団地位置図】



【宮の陣団地配置図】



(拡大図)



※既設外灯は消灯しますので、運営上必要な外灯は落札者が設置してください。

※使用許可期間内の車止めの修理等の対応は落札者が行ってください。

※使用許可部分以外の場所に案内板や満車表示灯の設置を希望する場合は、別途ご相談ください。ただし、その場合は別に使用に伴う費用が発生します。

※宮の陣団地においては、フェンス等の設置工事はいりません。

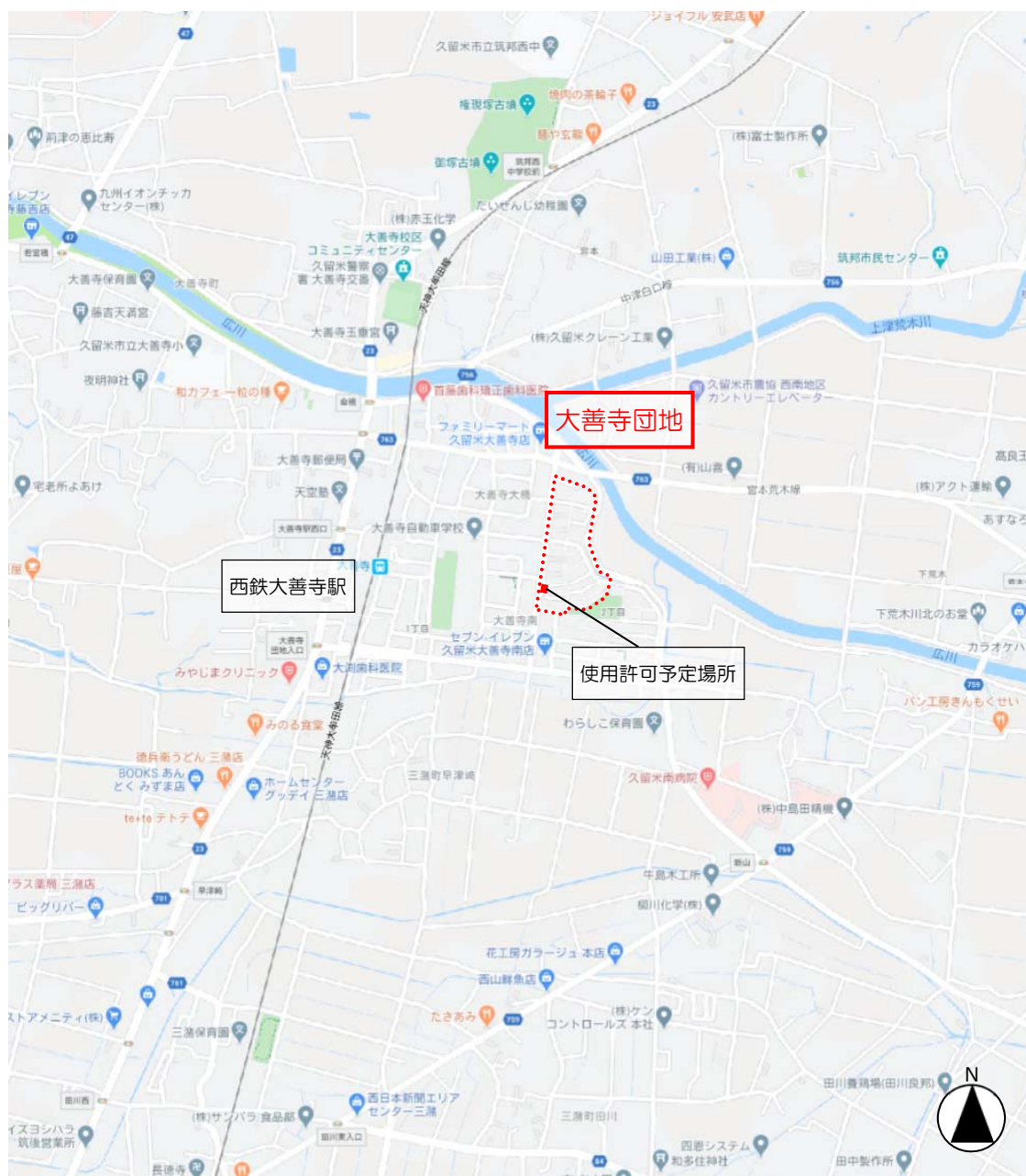
【宮の陣団地写真】①



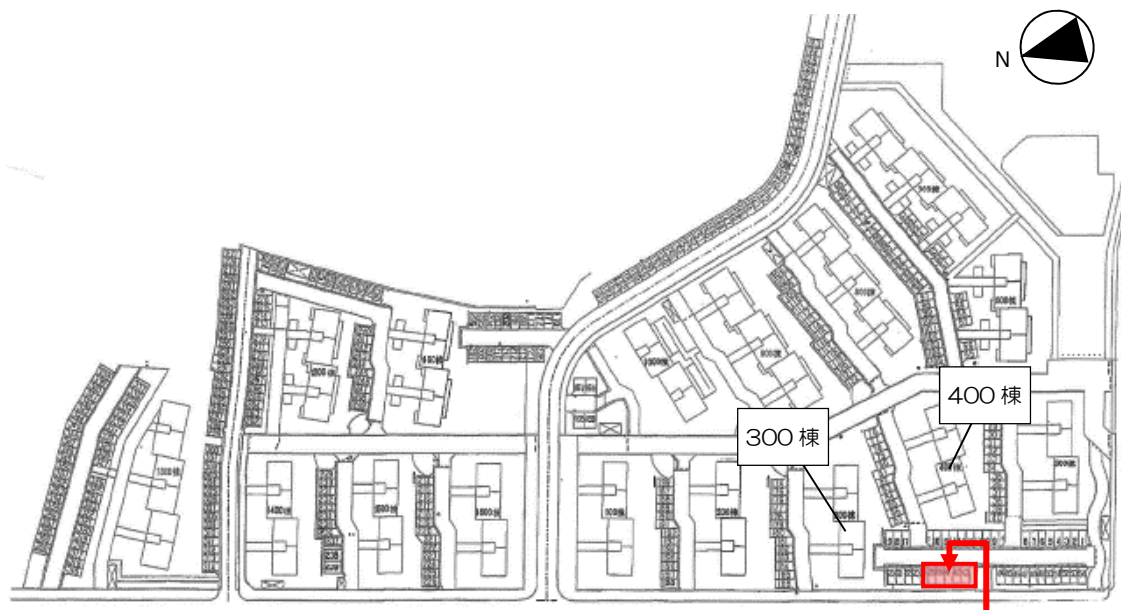
【宮の陣団地写真】②



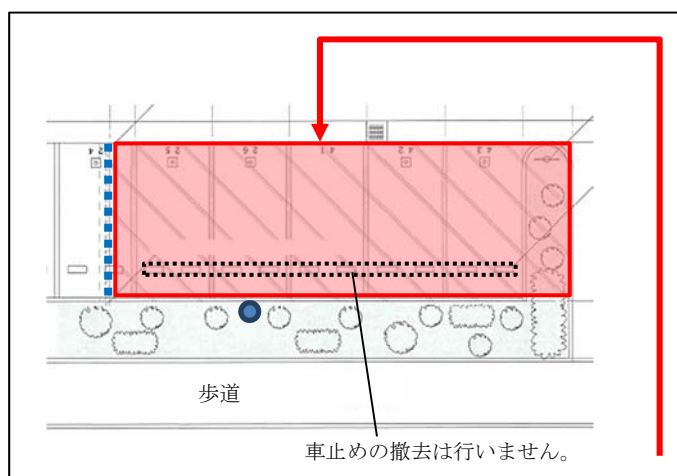
【大善寺団地位置図】



【大善寺団地配置図】



(拡大図)



< 凡例 >

- 使用許可予定場所
- 進入経路
- 既設外灯
- 既存フェンス
(H=約 1,500)

※既設外灯は消灯しますので、運営上必要な外灯は落札者が設置してください。

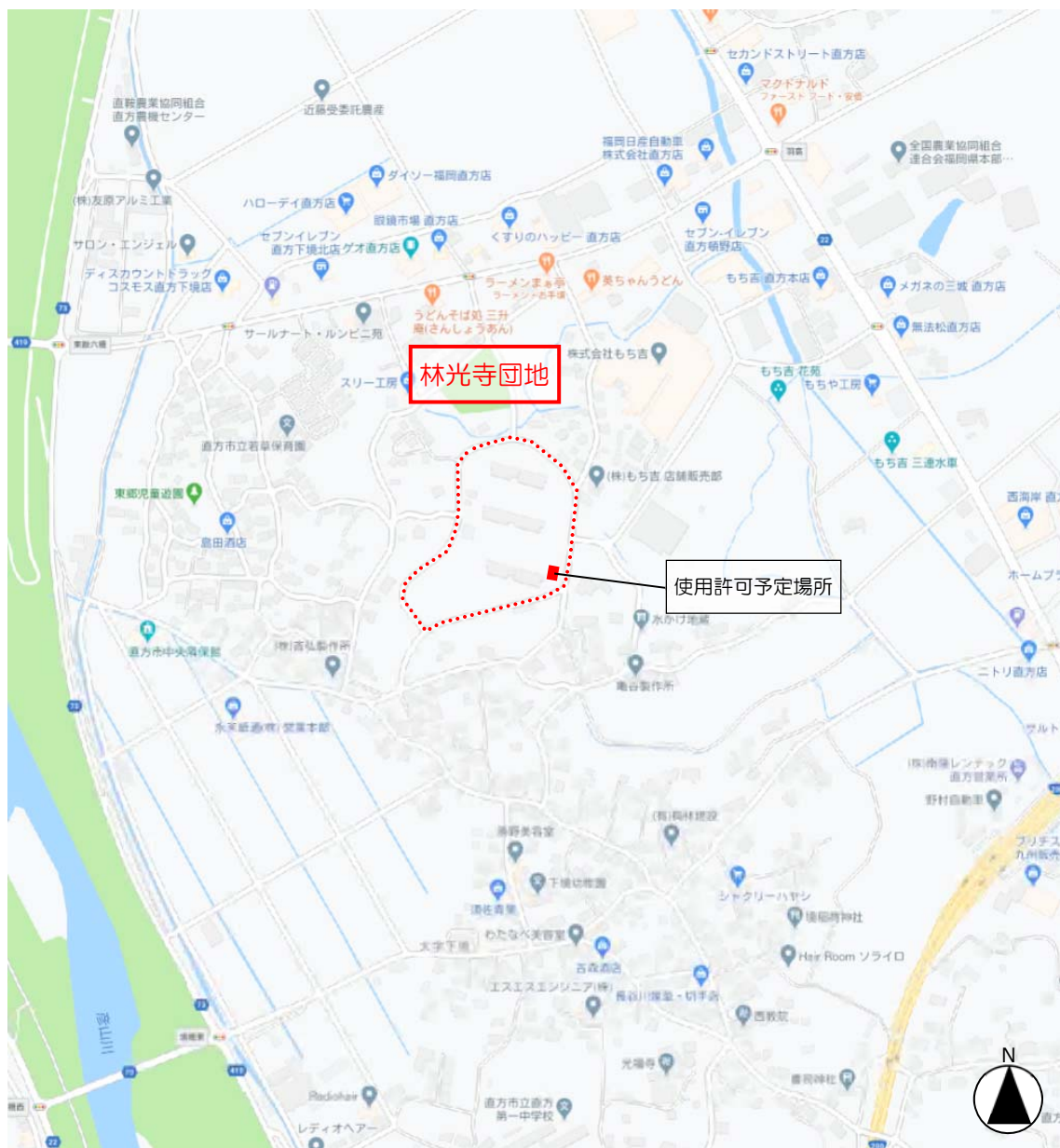
※使用許可期間内の車止めの修理等の対応は落札者が行ってください。

※使用許可部分以外の場所に案内板や満車表示灯の設置を希望する場合は、別途ご相談ください。ただし、その場合は別に使用に伴う費用が発生します。

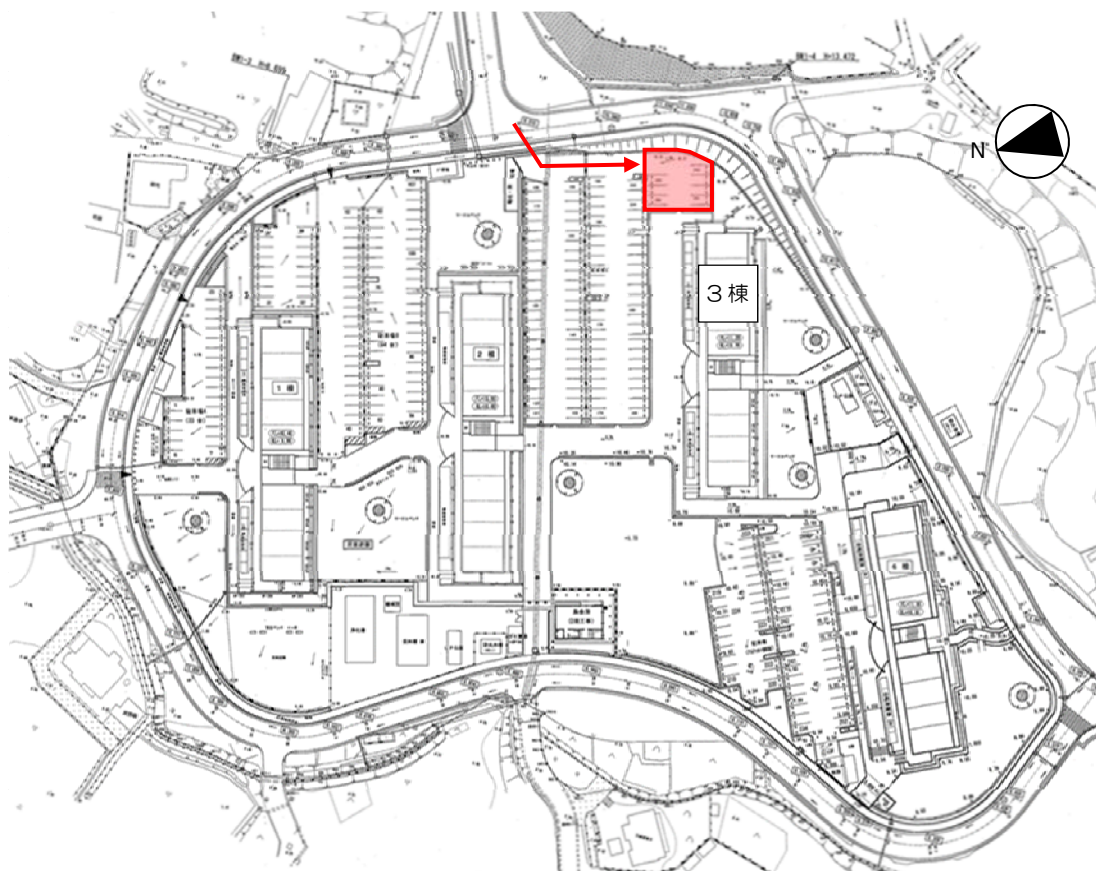
【大善寺団地写真】



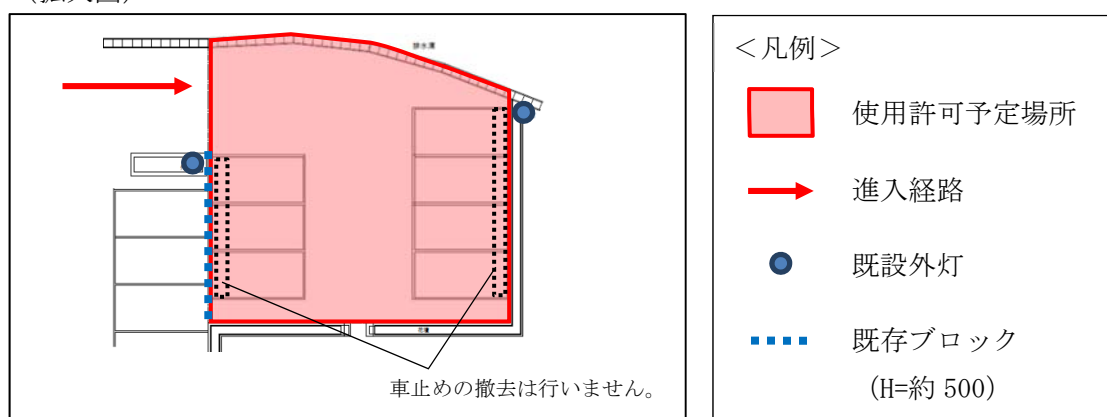
【林光寺団地位置図】



【林光寺団地配置図】



(拡大図)



※既設外灯は消灯しますので、運営上必要な外灯は落札者が設置してください。

※使用許可期間内の車止めの修理等の対応は落札者が行ってください。

※使用許可部分以外の場所に案内板や満車表示灯の設置を希望する場合は、別途ご相談ください。ただし、その場合は別に使用に伴う費用が発生します。

【林光寺団地写真】

